



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年5月24日（金） 第10201号

目次

	ページ
告 示	
○解除予定保安林（森林保全課）	2
○道路の供用開始（道路管理課）	2
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部を改正する告示（会計管理課）	2
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部を改正する告示（同）	2
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	3
○同	4
○土地改良区の定款変更認可（同）	5
○土地改良区連合役員の就退任の届出（同）	5
○道路位置の指定（建築課）	6
教育委員会公告	
○公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（高校教育課）	6

■ 告 示

◎群馬県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 前橋市富士見町赤城山字赤城山33の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

「次の図」は、省略し、その図面を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	下沢渡原町線	吾妻郡東吾妻町大字原町字八幡原2927番の4地先から同郡同町大字同字同2933番の1地先まで	令和6年5月24日

◎群馬県告示第156号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

2の項に次のように加える。

- ミ 地域外交課における歳計外現金（災害等支援金の募集に係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務

◎群馬県告示第157号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、

公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用する。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

表地域外交課の項委任事務の欄を次のように改める。

- 1 群馬県旅券法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第20号）第2条第1項に規定する手数料の収納に関する事務
- 2 地域外交課における歳計外現金（災害等支援金の募集に係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
阿左美沼	理 事	再 任	武井俊一	みどり市笠懸町阿左美1397番地2
	同	同	武裕士	同 同 3216番地
	同	新 任	藤生俊二	同 同 149番地1
	同	同	藤生憲一	同 同 210番地7
	同	同	藤生栄之	同 同 403番地
	同	同	赤石秀男	同 同 1380番地2
	同	同	赤石康一	同 同 1408番地
	同	同	下山隆司	同 同 1460番地1
	同	同	石内敏夫	同 同 3189番地
	同	退 任	藤生英喜	同 同 391番地2
	同	同	富岡幸一	同 同 406番地
	同	同	櫻井富士夫	同 同 917番地1
	同	同	藤生定雄	同 同 1097番地
	同	同	赤石彰範	同 同 1389番地
	同	同	武井昌義	同 同 1478番地6
	同	同	石内己敏	同 同 3271番地
	監 事	再 任	高橋健夫	同 笠懸町鹿3035番地2

同	新任	藤生喜代治	同 笠懸町阿左美387番地8
同	同	下山雄二	同 同 1231番地
同	同	石内正宏	同 同 3269番地
同	退任	藤生穎章	同 同 153番地
同	同	赤石一夫	同 同 1404番地
同	同	石内栄	同 同 3187番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
藪塚台地	理 事	再 任	清水聖義	太田市飯田町773番地
	同	同	阿久津安男	同 西長岡町369番地2
	同	同	室田道博	同 藪塚町1407番地2
	同	同	新井整	同 同 1797番地
	同	同	藤生博	同 同 2683番地
	同	同	町田正行	同 大原町2160番地
	同	同	久保田泰成	同 大久保町80番地
	同	同	藤生忠彦	みどり市笠懸町阿左美431番地1
	同	同	須藤昭男	同 同 3224番地
	同	新 任	阿久津裕	伊勢崎市田部井町三丁目2709番地1
	同	同	藤生静男	太田市藪塚町1933番地
	同	同	川岸好彦	同 山之神町341番地5
	同	同	小保方正明	同 大原町289番地1
	同	同	後藤初	同 同 950番地
	同	同	武井章	同 同 1103番地1
	同	同	原田芳朗	同 同 1567番地
	同	同	鷹觜孝一	同 六千石町117番地
同	同	清水由紀江	同 同 166番地5	

同	同	赤石敏男	みどり市笠懸町阿左美1412番地
同	退任	新野見伸大	伊勢崎市田部井町三丁目2639番地2
同	同	遠坂敏彦	太田市藪塚町2164番地
同	同	塚田健一	同 山之神町545番地3
同	同	塩野弘和	同 大原町601番地
同	同	田中康一	同 同 1158番地13
同	同	殿岡良明	同 同 1495番地
同	同	萩原均	同 同 1536番地24
同	同	田島文雄	同 六千石町62番地
同	同	武井正樹	みどり市笠懸町阿左美1365番地
監事	新任	半田祥一	太田市藪塚町1578番地
同	同	前原二三雄	同 山之神町612番地1
同	同	藤生幸男	みどり市笠懸町阿左美456番地8
同	退任	伏島正己	太田市藪塚町1653番地5
同	同	小久保忠雄	同 山之神町376番地
同	同	藤生喜代治	みどり市笠懸町阿左美387番地8

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により天狗岩堰土地改良区の定款の変更を令和6年5月14日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区連合役員就任及び退任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により公告する。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区連合名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
渡良瀬川上流	理事	再任	室田道博	太田市藪塚町1407番地2
	同	同	藤生博	同 同 2683番地

	同	同	久保田泰成	同 大久保町80番地
	同	新任	藤生静男	同 藪塚町1933番地
	同	同	武井俊一	みどり市笠懸町阿左美1397番地2
	同	退任	塚田健一	太田市山之神町545番地3
	同	同	赤石彰範	みどり市笠懸町阿左美1389番地
	監事	新任	前原二三雄	太田市山之神町612番地1
	同	同	藤生俊二	みどり市笠懸町阿左美149番地1
	同	退任	小久保忠雄	太田市山之神町376番地
	同	同	石内己敏	みどり市笠懸町阿左美3271番地

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和6年5月24日

群馬県知事 山本 一 太

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	甘楽郡甘楽町大字金井字北金井283-1、284-1	延長 71.26 幅員 6.00	群馬県指令高土第253-2号 令和6年4月23日
2	同	甘楽郡甘楽町大字金井字北金井285-1	延長 29.45 幅員 6.00	群馬県指令高土第253-3号 令和6年4月23日

■ 教育委員会公告

次のとおり、企画提案書の提出を招請する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年5月24日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和6年度群馬県高等学校等「情報I」オンライン学習サービス導入事業
- (2) 調達内容 企画提案要領による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

2 参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権していない者でないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年6月14日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年7月5日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県教育委員会事務局高校教育課へその旨を連絡すること。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、プロポーザルに参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (6) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (7) この公告の日から優先交渉者を選定するまでの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (8) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局高校教育課 教科指導係 電話027-226-4645（ダイヤルイン） 電子メール kikoukou@pref.gunma.lg.jp
- (2) 公募型プロポーザル実施要領の交付 令和6年5月24日（金）から同年6月21日（金）までの間、群馬県ホームページ上に掲載する。
- (3) 企画提案書等の提出期限等
 - ア 提出期限 令和6年6月21日（金）午後5時必着
 - イ 提出場所 上記(1)のとおり。
 - ウ 提出方法 上記(1)の電子メールアドレス宛てに、電子メールにより提出すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、公募型プロポーザル実施要領による。

5 Summary

- (1) Contract content: To provide programming learning software to prefectural high schools in Gunma Prefecture.
- (2) Period of contract: From the date of the contract through March 31, 2028.
- (3) Deadline to submit application documents by e-mail: June 21, 2024, 5:00 p.m.

(4) Contact information: High School Education Division, Board of education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL: +81-27-226-4645 (Japanese language only), E-mail address: kikoukou@pref.gunma.lg.jp

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
